（雜報電報）　（本號六頁）　明治二十三年十一月廿八日　（定價金二錢）

時事新報

時事新報は一年三百六十五日一日も休刊無し

第二千八百五十二號
明治廿三年十一月廿八日金曜日
舊曆庚寅十月十七日（癸丑）
日出午前六時三十分　入午後四時二十七分
月出午後五時四十六分　入午前七時五十三分
潮汐午前六時二十七分　午後六時二十七分
（西暦一千八百九十年）

開院式を祝する大附錄

明廿九日は天皇陛下帝國議會に親臨して開院式を行はせ給ふ時事新報は此盛典を祝する爲め帝國議會貴衆兩院の內部を精密なる石版畫に寫し **開院式の當日之を附錄**として配布し且つ臨時紙數を增刷す

十一月　時事新報社

帝國議會の議事筆記

帝國議會も愈々本月末を以て開會するに就ては本社は當春來**印刷器械を增加し器械場を新築**する等兼て其準備を整頓し居れば開會中は臨時に日々の紙面**一頁乃至四頁**を增加して**詳細なる議事筆記**を掲げ別に記者を議場に派して議事の模樣并に各議員の談に付**詳細なる批評及記事**を連日の紙上に登錄すべし且つ開會中新報の**配達遞送を神速**にするの用意も既に整へたれば開會の當日よりは詳細なる議場の記事を紙上に掲げ且つ其配布を速にも全國の讀者をして日々議場に出入するの思ひあらしめ以て平生の愛顧に答へんとす

廿三年十一月　時事新報社

時事新報定價

時事新報へ一年三百六十五日一日も休刊せず其代價郵送料廣告料へ左ノ如シ

一枚二錢○一箇月前金五十錢○三箇月前金一圓五十錢○六箇月前金三圓○一箇年前金六圓

○時事新報社ヨリ郵送ニ郵便ニテ郵送スルモノニ限リ右定價ノ外ニ一箇月十五錢ノ郵送料ヲ申受ク

時事新報廣告料前金

	一日限	二日以上六日迄	七日以上
一行五號活字仕四字詰			
一行ニ付	十二錢	十一錢	十錢五厘

月曜日并に大祭祝日の翌日等他新聞紙の休刊日に限り時事新報配達の求めに應じ此場合には新報代價一箇月前金八錢にして地方に郵送する分は此外に郵便の實費を申受くる可し

時事新報

政治上相互の言語を讀む可し

政黨分立の世の中には或は主義の異同に就き或は政略の方向に關し若くは其他の事情に由りて雙方の間に反對の論爭を見るは勢の自然にして怪しむ可らず或は政黨の本色は論爭に依りて顯はるゝと云ふも可ある程の次第にして黨派いよ〳〵分れ運動いよ〳〵盛なれば論爭も益す〳〵激からざるを得ず唯其爭の兒戲に類せずして君子の風を存せんことを期するのみ西洋諸國の例を見るに政黨の事は隨分劇しからざるにあらず議院の議論を始めとし新聞演說の議論迄と反對黨の攻擊に渉るときは往々嘲罵の句調を用ひ他をして激せしむるも亦ときにあらずと雖も全面の氣風は自から高尚にして正々堂々相對する場合には雙方ともに言語を謹み論戰の盛なる程まで〳〵意氣を加へ假令へ攻擊の精神は劇烈なるも筆端口頭に現はるゝ所は優美にして會て其人を罵言譏誚するみとなく又その一身上の攻擊に渉るみとなく自然に君子の風を存するは我輩の常に敬服する所あり然るに我國近來の政治社會を見れば東西南北に旗幟を樹つる所の黨派少おからず殊に昨今の時節柄にて各黨派の運動盛おなると共に其間の論戰も次第に劇烈と爲り新聞紙上などに現はるゝ處の言語動もすれば穩ならずして或は大義名分云々の字に對して賣國奸賊等の語を用ふるものもあれば或は間諜離間おど尊常士人の間に語る可らざる字面を列記して公然他を罵る者もあり一場の話柄として之を讀み去れば深く意に介するに足らざれども苟も政黨の旗幟を樹つる黨派間の論爭に斯る言論を用ふるとありては輕々に看過す可らず如何となれば其事たる單に當局一士人の汚辱のみおらず我政治社會全面の體面に關すること亦容易ならざるあり抑も政友と云ひ政敵と云ふも唯政治上の主義方向に敵味方を分つものにて其身に對しては恩讐の情あるにあらざれば政治を離れたる社會交際其他の事に於ては絲毫の介意もなき筈なれども今日の實際に然る能はず反對黨と云へば猶は悪魔外道を見るが如くにして事の主義者と云へば怕も終天の恨あるもの〳〵如く誤公私を問はず到底相容れ相親しむの道あるみとなし古來日本武士の弊習として說の異同を嫌ふみと甚だしく已れの信ずる所のものは正理公道と認めて毫も疑はざる其代りに少しく異樣の色あるものは異端邪神など直に極度切迫の意味を付して相互に擯斥し其運動に物を容るゝの餘地おくして務に言ふ可らざるの不幸に陷るもの多し彼の舊水戸藩の正奸兩派の爭の如きも本來は些々たる說の異同に過ぎざるみとならんおれども雙方ともに極端の言語を濫用して邪と云ひ正と云ひ忠と云ひ奸と云ひ互に相反目したるが故に其爭熱は次第に最高度に昇りて終に近古未曾有の慘酷を現出したるものゝみ今の政黨の爭は昔時專制政治の下に行はれたる私黨朋黨と同日の談にあらずして公然たる君子の爭と云ふ可きものなれども著しもみれに從事する人々にして猶は舊來の惡習を脫するみと能はず反對の政論を見るみと黙心なる宗教の信徒が異教の者に對するが如く飽までも之を忌み嫌ひ賣國奸賊間諜離間などあられもせぬ言語を用ひて互に相罵るに任せたらば其結果は如何ある可きやと我輩の今より杞憂する所なり愚ふに今の政治社會の上流に在る人々は何れも事理に通じたる君子おれば此邊の事に就ては定めて所見の在るみと思ふなる可し果して然らば今日より大に注意して將來我政黨の爭をして君子おらしむるの工風あらんみと我輩の偏に希望する所なり

官報

○正誤　去る廿六日の本欄勅令第二百七十六號第十一條中公有は公用、又去る八月二十日の本欄函館地方裁判所管轄江刺區裁判所は江差の誤れも誤なりと昨日の官報に是正した

朕郵便貯金利子割合ノ件ヲ裁可シ玆ニ之ヲ公布セシム

御名御璽

明治二十三年十一月廿六日　內務大臣伯爵西鄕從道

朕郵便貯金利子割合ノ件ヲ裁可シ玆ニ之ヲ公布セシム

御名御璽

明治二十三年十一月廿六日　遞信大臣伯爵後藤象二郎

勅令第二百七十六號

郵便貯金ノ利子ハ來明治二十四年一月ヨリ一箇年元金百分ノ四分二厘ト定ム

但本年十二月三十一日以前ノ貯金ニシテ一人ノ預ケ金額千圓ヲ超過シタルモノハ一箇年元金百分ノ三分トス

○內務省訓令第四十一號

北海道廳　府縣　沖繩縣ヲ除ク

官國幣社保存金配付ノ年限ハ更ニ明治二十年度ヨリ三十年間トス

明治二十三年十一月廿七日　內務大臣伯爵西鄕從道

○遞信省告示第二百五十四號

巴里締結里斯本改正萬國郵便聯合條約實施細目規則第三十二條第一項左ノ如ク修正ス

明治二十三年十一月廿七日　遞信大臣伯爵後藤象二郎

第一「（ヘリゴランド）」島ハ郵便事務上ニ付テハ日耳曼ノ一部ト看做シ「アビア」（サモア島）上海（支那）並ニ「ラムー」及「ザンジバール」（東部亞弗利加ザンジバール帝國）ニ設置ノ日耳曼郵便局ハ同國郵政廳ニ屬スルモノトス

遞信省告示第二百五十四號公布

遞信省告示第百五號萬國郵便聯合條約實施細目規則（明治二十三年五月一日）

第三十二條第一項「（ヘリゴランド）」島ハ郵便事務上ニ付テハ日耳曼ノ一部ト看做シ「アビア」（サモア島）上海（支那）及「ラムー」（ザンジバール帝國）ニ設置ノ日耳曼郵便局ハ同國郵政廳ニ屬スルモノトス

雜報

○見解を異にする處あり　本年の帝國議會に下付する二十四年度の豫算案は現內閣諸大臣の最も腦を惱まして議定せしものなれども憲法第六十七條の既定の歲出云々の解釋は現算討議權の廣狹如何を定むるものおれば早晚必ず一議題となり隨分切詰めたる攻論防禦を聞くみとおるべく現に憲法第六十七條に基き本年法律第五十七號を以て發布せし會計法補則第一條第一項の官吏俸給中には試補、見習、醫師、廳の巡査、集治監の看守等の俸給迄を含書し居るものにや又含書すべきものにや一々仔細に調査せば會計法補則の中にも解釋上の難問を生ずべきは目下大藏省と內閣の間に於て同則中多少見解を異にする處あるを見ても明かなりと或人は物語りしよし

○蠶種業者の集會　蠶種檢査規則は既に農商務省の手を離れ法制局の修正を經て內閣の議に上り居り遠からず帝國議會へ提出するの運びに至るべしとのみとなるが此事を聞込みたる諸縣の蠶業者は大に之を喜へ長野福嶋、群馬、埼玉、栃木、山梨等外數縣の人々四十餘名相期して東京に集り去る二十二日一同上野松源樓に會して此事若し實あらば如何に方針を取るべきやを協議し終に全く該規則を廢止するやう請願するみとに決し委員九名を撰びて其手順を運ぶみとに定めたる由其廢止請願の趣旨おりと云ふを聞くに元來政府が蠶種業に干渉せしは是迄實に數則に及びしかど未だ曾て一も其効を奏したるおく却て民業に困難を感せしめたるに止まれり而して該規則の要領なりと云へるもの〳〵うち聞き得たる分は左の如し

各府縣に蠶種檢査區を定め官撰にて區長を置き嚴重に蠶、繭、蛹、蛾等を檢査し檢査合格の者には證明書を附與して蠶種製造業者は總て玉繭其他微劣の出殼繭を蠶種製造に引合はせて後之を五枚以下製種する者は檢査料は種の厚薄なり

原種用紙は二十四をして其親蛾を檢査不合格の者は檢査にても他の檢査濟みの之を許す

全國中原種の寸方を全國中の檢査區數を助手一名を置きし農商務省よりは時々せしめ各府縣廳及び該規則は前段の意を以ざる者は警察權を以も政府が民業に立入きのみにおらず其害實て其檢査料窃種一枚にして蠶種家重稅に苦し就中檢査役おるものふるが如きは一箇人民みとをも爲すを得せらば格別、尋常有情の以て危險千萬の次第云々と云ふにおるよ八時頃一同退散したん電報にて「三枚橋邊の に就ては佐倉宗五郎稱上げたる時は岩々願の喝采を博したりと云

○濱松町政の紛議和解　岡縣濱松町の人民が町議員改良委員と稱する等の みとより延て町を差出すに至りしかば痛く心配して平和に斃わりて此程漸く雙方會議員及び助役は總べ助役を置く等數箇條のたるよし

○蚕繭費は如何　相模內のものに着用せしむ會社の受負と定め來り土地の蚕繭業者競ふて に出願するも更に何の居たる會社に申付け月ケ他の同業者は乖離の繭料は月額二千圓前後あるを以て廣く入札受法の活用なるべしと云

○大坂甘壜製造會社が設立したる會社なれ圓とおし冒頭の如き名する事に決したるよし使用する黑鉛甘壜は概仰ぎ內國製のものは再て同甘壜を製造してよ